

伊勢市農業委員会 第184回 総会議事録

日 時	令和3年4月15日（木）13時54分～15時17分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>18名</p> <p>1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保</p> <p>4番 山添 久憲 5番 川端 善宏 6番 神廣 敏夫</p> <p>7番 中澤 利吉 8番 中西 重喜 9番 東浦 弘行</p> <p>10番 中西 正平 12番 山口 和男 13番 森川 正弘</p> <p>14番 泉 一嘉 15番 出口 勝信 16番 奥野 隆史</p> <p>17番 岩尾 昭 18番 大西 正義 19番 森北 雅博</p>
欠席委員	<p>1名</p> <p>11番 北村 安弘</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美（局長）</p> <p>中野 雅之（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>田畑 佳子（会計年度任用職員）</p> <p>青木 茉耶（会計年度任用職員）</p>
会議録署名者	4番 山添 久憲 14番 泉 一嘉
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画 変更申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p>

<p>報告事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について 2. 農地法第18条第6項の規定による通知書について 3. 農用地利用集積計画の中途解約について 4. 農地利用変更届出書について 5. 農地の転用事実に関する照会書について (津地方法務局伊勢支局より) 6. 時効取得所有権移転の通知書について (津地方法務局伊勢支局より) 7. その他
<p>議長</p> <p>局長</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第184回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は<u>18</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、 4番の^{やまぞえ}山添^{ひさのり}久憲さんと、 14番の^{いずみ}泉^{かずよし}一嘉さん のご両名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p> <p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について</p>

	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明願について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案） 以上あわせて5件でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>では、はじめに本日配布しました資料等を確認させていただきます。 いつもの写真資料を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願い いたします。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。 件数は6件で、田が6筆4,151㎡、畑が2筆1,902㎡で、計8筆 の6,053㎡でございます。</p> <p>次のページをお願いします。内訳といたしましては、1番から5番 は所有権移転で、6番は年金による使用貸借権設定でございます。そ れでは1－1ページをご覧ください。</p> <p>1番、売買でございます。受人は馬瀬町の隣接地の田1筆を譲り受 けて経営の拡大をしたいとの申請にございます。申請地は馬瀬町地内 馬瀬町公民館より南西へ400mに位置する農業振興地域内 農用地区 域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。 稼働人員は3名でございます。</p> <p>2番、こちらも売買でございます。受人は通町の田2筆を譲り受け て新規就農をしたいとの申請にございます。申請地は通町地内に点在 し、2筆とも農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地 調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。 しかしながら、受人は本申請と同時に利用権設定を申請しておりまし て、利用権設定がなされた時点でもって下限面積要件を満たすもので ございます。よってお認めいただければ許可を保留し、利用権が公告 された日【5月6日公告予定】をもって許可したいものでございます。</p>

3番、こちらは贈与にございます。受贈者は村松町の田1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申し出にございます。申請地は、村松町地内 伊勢北部郵便局より南西へ140mに位置する農業振興地域内農用地区域内農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

次ページ（1-2）をご覧ください。

4番、こちらは売買でございませぬ。受人は朝熊町の田1筆を譲り受けて、経営の拡大をしたいとの申し出にございます。申請地は朝熊町地内 大久保公園より北東へ370mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

5番、こちらは贈与にございます。受贈者である孫が祖父名義の二見町西の畑2筆を譲り受けるものでございます。申請地は二見町西地内 西児童公園より北西へ440mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は5名でございます。

6番、こちらは経営移譲に伴う親子間の使用貸借権の再設定でございます。貸人の農業者年金受給が止まらないようにするための手続きの一環として、一度使用貸借の契約を解除した上で、再度使用貸借所契約を結ぶため借人が小俣町相合の登記地目畑、現況地目田1筆を借り受けるものでございます。申請地は小俣町相合地内 六軒屋公園よりより北西へ90mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

説明は以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、2番につきましては、利用権設定の公告と同時に許可することといたします。

続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

係 長

2ページをお願いします。議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、畑のみ2筆の1,009㎡でございます。

次ページ、2-1ページをご覧ください。

1番でございます。こちらは令和2年5月15日付で許可した一時転用でございます。こちらは借人が、三重県が発注した令和元年度 宮川勢田川河道整備工事を受注した関係で資材置場が必要となり、御菌町上條の畑2筆を借りて資材置場とした案件でございます。許可した時の転用期間は令和3年4月30日までとの内容でございましたが、借人からの申し出によりますと、同様の工事が翌年度も継続されるとのことで、三重県が新たに発注した令和2年度 宮川勢田川河道整備工事を借人が引き続き受注した関係で、現在利用している資材置場をそのまま延長して令和4年3月30日まで借り受けたいとのことでございます。申請地は第1種農地と判断される農地でございますが、本件は同一工事の延長と捉えることができ、当初の許可した日付から延長分を合わせても農地法施行令第4条第1項第1号イ及び処理基準第6の1(1)①に規定されております3年を超えていないことを確認しております。本件につきまして

お認めいただければ、事務局としては、別途申請し直すことなく、本件をもって延長を認めたいと存じます。

議案第2号は、以上1件でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請については、これを承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係長

3ページをお願いします。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は12件で、田が5筆1,423㎡、畑が12筆4,182.28㎡で 計17筆の5,605.28㎡です。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(3-1)をご覧ください。

1番、売買でございます。受人である鈴鹿市国府町で不動産を営む合同会社ゴーレクス 代表社員 浦田 徹さんが、宇治浦田1丁目の畑1筆を譲り受けて、管理している駐車場のメンテナンス等で自社の車を駐車するための駐車場4台分としたい旨の申請でございます。申請地は宇治浦田一丁目地内 浦田橋より西へ120mに位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内の第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水

は雨水のみで自然浸透とし、被害防除に置きますは、申請地が周囲より低地になっているため、土砂の流出はないと思われるが、整地・転圧し流出防止をするとのことをごさいます。

2番、こちらでも売買にごさいます。受人であるか神田久志本町で不動産業を営む有限会社伊勢志摩不動産 代表取締役 杉原 正さんが、佐八町の田2筆を譲り受け、所有権が移転した後に鳥羽市安楽島町で建設業を営む有限会社杉原建設 代表取締役 杉原 ちすみさんに貸し出し資材置場としたいとの申請にごさいます。申請地は佐八町地内 川原神社より南西へ140mに位置する第2種農地にごさいます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては周囲にコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

3番、こちらでも売買にごさいます。受人は東豊浜町の畑1筆を譲り受けて、隣地の住宅地とともに購入して、自家用車を止める駐車場としたい旨の申請にごさいます。申請地は東豊浜町地内 市立豊浜東小学校より北東へ330mに位置する第2種農地にごさいます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては周囲にコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

4番、こちらは使用貸借にごさいます。借人の一人である妻が、実の父親名義の東豊浜町の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅2階建1棟 建築面積95.24㎡としたい旨の申請にごさいます。申請地は東豊浜町地内 市立豊浜東小学校より北へ290mに位置する既存集落内の第3種農地にごさいます。現地調査の結果、宅地の造成が始まっていたので、始末書の提出を求めました。よって現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は26%、排水は浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除として周囲にコンクリートブロックを設置します。

5番、こちらは贈与にごさいます。受贈者である娘が父親名義の村松町の畑1筆を譲り受けて、住宅平屋建1棟、建築面積89.44㎡としたいとの申請にごさいます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町1交差点より南西に300mに位置する第2種農地にごさいます。申請の際に事前着工してしまったとのこと始末書が提出されておりまして、現地調査の結果、その内容を確認しました。よって現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は29%、排水は浄化槽をへて南側既設排水路へ放流とし、被害防除として周囲にコンクリートブロックを設置いた

します。

6番、こちらは売買でございます。受人である朝熊町で建設業を営む株式会社岩健工業 代表取締役 岩本 宗幸さんが、朝熊町の田2筆を譲り受けて、法人が使用するための資材置場としたい旨の申請でございます。申請地は朝熊町地内新七七原橋より北へ110mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として法面を整形することで問題はないとのことでございます。

7番、こちらでも売買でございます。申し訳ございませんが、説明の前に、1か所訂正をお願いします。調査事項②の右端の許可日ですが、日付に誤りがあまして、正しくは3月16日となります。2月15日を消していただき、3月16日と記入しての訂正をお願いいたします。

受人である名古屋市名東区で太陽光発電を営む株式会社 アクトマテリアル 代表取締役 筑紫 大さんが、二見町山田原の畑1筆を譲り受けて、太陽光発電設備 336.00 m²としたい旨の申請でございます。申請地は二見町山田原地内 市立五峰保育園より東へ50mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として周囲にフェンスを設置するものでございます。

8番、こちらは贈与でございます。受贈者の実の父親の小俣町相合の畑1筆を譲り受けて、その申請地に受贈者の夫が住宅1棟 建築面積 103.51 m²、カーポート 建築面積 30 m² 建築面積計 133.51 m²を建てたいとの申請でございます。申請地は小俣町相合地内 サンファームおばたより南東へ220mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。申請地の面積が511 m²となっており、三重県農業会議が定める500 m²以下を上回っております。しかしながら申請時に理由書が添付されており、仮に分筆したとしても11 m²あまりの農地を残しても幅が1 mしかなく、しかも袋地で有効活用ができない旨の申請がございました。現地町調査の結果、耕作地と判断され、理由書の内容を確認したところでございます。建ぺい率は26%、排水は、北側既設下水道へ放流とし、被害防除にはコンクリートブロックを設置します。

9番、こちらは売買でございます。受人である浦口四丁目で不動産業を営む株式会社山野建設 代表取締役 山野 稔さんが、小俣町湯田の畑2筆を譲り受け 一体利用地の宅地と併せて計 346.67 m² (実測) の敷地に、建売住宅、住宅平屋 建て一棟 建築面積 126.73 m²としたいとの申請でございます。申請地は小俣町

湯田地内 湯田公園より西へ120mに位置する既存集落内の第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は36%、排水は南側既設下水道へ放流し、被害防除として、コンクリート擁壁を設置します。

10番、こちらは売買でございます。受人である津市あのみつ台四丁目で事務機器等の販売を営む三重リコピー株式会社 代表取締役 松田 幸久さんが、御菌町王中島の畑1筆を譲り受けて事務所と倉庫 総建築面積297.43㎡、及び事業等の車用の駐車場34台分としたい旨の申請にございます。申請地は御菌町王中島地内 国道23号 王中島交差点より北へ100mに位置する既存集落内の第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置します。また、本案件は、総転用面積が1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

11番、こちらは賃貸借にございます。借人は、御菌町長屋の畑2筆627㎡、実測面積628.28㎡のうちの333.10㎡を借り受けて、自身が営む自動車販売修理業のための作業場と車両置場としたいとの申請にございます。申請地は御菌町長屋地内 国道23号 長屋2交差点より南へ290mに位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内の第3種農地にございます。本申請につきましては、既に転用してしまったとのことで始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除として周囲にコンクリートブロック及びコンクリート擁壁を設置するとのことにございます。なお、賃貸借期間は3年間とし、お互いに問題がなければ更新するものでございます。

12番、こちらも賃貸借で11番と対をなすものでございます。借人は先ほどご説明させていただきました御菌町長屋の畑2筆全体面積627㎡、実測面積628.28㎡のうちの残りの295.18㎡分を借り受けて、借人が営む鍼灸院の患者用駐車場13台分としたいとの申請にございます。申請地は御菌町長屋地内 国道23号 長屋2交差点より南へ300mに位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内の第3種農地にございます。本申請につきましても、既に転用してしまったとのことで始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となりま

す。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除として周囲にコンクリート擁壁を設置するとのことをごさいます。なお、賃貸借期間は10年間とし、お互いに問題がなければ更新するものをごさいます。

議案3号は以上をごさいます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

山添委員

11番と12番についてですが、同じ土地を分筆して使うのですか。

局 長

土地は道路から見て手前と奥で地番が分かれています、今回の申請では南北で分けて使うそうです。

出口委員

4番について私は現地調査に行きましたが、事前着工されていて家の基礎ができていました。本来は総会での許可後に着工しますよね。始末書を書けば許可は下りるという前提で進められているようにも見えたのですが、それでは意味がないように思うので始末書だけで済ませてよいのでしょうか。何らかの形でペナルティを課さないと同じようなことが続いていくと思うのですが、他市町では別の罰則などを実施しているところがあるのかということも調査していただいて、今後の検討をしていただきたいと思ひます。

中川委員

私自身も農業委員になるまでは転用する前にこのような手続きがあることを知らなかった、許可を受けなければいけないことをご存じでない方が多いのかと思ひますが、許可が必要なことの案内など、始末書案件が少なくなるような方法が何かあればよいのではないかと思ひました。

局 長	たしかに本当に許可が必要なことを知らずに事前着工してしまう方もいらっしゃいます。他の市町についてはどのようなやり方をしているのか一度確認させていただきたいと思います。
出口委員	知らないで事前着工してしまうことについては農業委員会の周知の仕方に落ち度があると言わざるを得ないと言われても仕方がないと思います。農業委員会は農地を守ることが前提なので、そのことを踏まえて検討させていただきたいと思います。
中澤委員	事前着工を防ぐ方法として、工事の業者への指導を徹底されてはいかがでしょうか。
中西重喜委員	私も農業委員を7年近くになりますが、個人の方は知らずにやってしまう場合がほとんどですが、業者では何回も始末書を提出をしてきたところがあるのですが、その業者に関しては常態化してしまっている気がするので、始末書の累積件数等で何らかの処置をしない限り、事前着工をしても始末書さえ提出しておけばよいという認識になりかねないと思いますので、重々に警告をすべきだと思います。
中西正平委員	農地法的に罰則を科していることは実際あるのですか。伊勢市だけ独自の条例を作って罰則で規制することもできないことはないかと思いますが、法的にはどうなっていますか。
局 長	法的には罰則もありますが、後追いで許可できる農地であれば罰則まで科している市町はほとんどないですね。
議 長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p>

ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、10番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定致しました。

続きまして議案第4号 非農地証明願についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

係 長

4ページをお願いします。議案第4号「非農地証明願について」でございます。件数は2件で、畑のみ3筆1,351㎡でございます。詳細についてご説明させていただきます。

次ページ(4-1)をご覧ください。

1番、上地町字上通の畑2筆で現況は宅地でございます。

こちらの2筆は隣接しており、1642番3は昭和58年当時居宅を建築し、もう一方の1639番1に居宅を増築して一体利用していたとのことで課税台帳の写しを提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。

2番、神菌町字廣木谷の畑で現況は山林でございます。

こちらは昭和60年頃から父親の高齢化にともない農業ができなくなってしまい、植林をしてしまっただけで現在に至るとのことで、航空写真を提出したうえでの非農地証明の願い出があがっております。

議案第4号は以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

山口委員	<p>1番の上地町の件についてですが、昭和58年からは農地としてのままの額の税金を納めていたのですか。それとも宅地並の課税になっていたのですか。</p>
局長	<p>この非農地証明についても無断転用と言えますが、20年以上経過して時効のような形で申請されます。課税内容の詳細まではわかりませんが、この登記簿上は農地の土地の上にいつから建物が建っていてその建物に対して課税されているということを非農地証明では建築年で確認しております。課税についてもその当時に現場を見ておりますので、その時点から宅地としての課税がされているかと思えます。</p>
吉田委員	<p>証明のための添付資料はどのようなものを出してもらっていますか。</p>
局長	<p>登記された建物であれば建物登記簿の写し、未登記の建物であれば建築年が記載されている課税台帳や固定資産の通知書の写しなどを添付していただいて建築年を確認させていただきます。山林の場合は国土地理院の航空写真がありますので、最低でも20年以上前の航空写真を添付していただいて審議に上げさせていただきます。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第4号 非農地証明願については、これを非農地とみなし、証明書を下付することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。</p>

田畑
(農林水産課)

それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を説明させていただきます。件数は37件で、田が71筆の83,506㎡、畑が18筆の6,127㎡、計89筆の89,633㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

- ◇1年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ4筆の7,241㎡。
- ◇3年間の利用権（賃貸借権）の設定が8件で、田のみ13筆の17,696㎡。
- ◇3年間の利用権（使用貸借権）の設定が2件で、畑のみ2筆の413㎡。
- ◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が8件で、
田が22筆の23,301㎡、畑が1筆の859㎡、計23筆の24,160㎡。
- ◇5年間の利用権（使用貸借権）の設定が9件で、
田が7筆の5,908㎡、畑が14筆の4,756㎡、計21筆の10,664㎡。
- ◇6年間の利用権（賃貸借権）の設定が2件で、田のみ15筆の11,448㎡。
- ◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が3件で、田のみ5筆の8,956㎡。
- ◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が3件で、田のみ5筆の8,956㎡。
- ◇10年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、畑のみ1筆の99㎡。

以上件数は37件で、田が71筆の83,506㎡、畑が18筆の6,127㎡、計89筆の89,633㎡でございます。転貸抜きの件数は34件で、田が66筆の74,550㎡、畑が18筆の6,127㎡、計84筆の80,677㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしく願いいたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。何か質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）は、これを承認することに決

定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書
について

……1件（説明内容記録省略）

2. 農地法第18条第6項の規定による通知書について

……1件（説明内容記録省略）

3. 農用地利用集積計画の中途解約について

……2件（説明内容記録省略）

4. 農地利用変更届出書について

……3件（説明内容記録省略）

5. 農地の転用事実に関する照会書について
（津地方法務局伊勢支局より）

……1件（説明内容記録省略）

6. 時効取得所有権移転の通知書について
（津地方法務局伊勢支局より）

……1件（説明内容記録省略）

報告事項は、以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長

以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に

<p>係 長</p>	<p>ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。</p> <p>それでは事務局から2点、連絡させていただきます。</p> <p>1点目は、4月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月22日（木） 泉 一嘉 委員、 中川 亜沙美 委員 ・ 4月23日（金） 吉田 保 委員、 中西 正平 委員 <p>にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、事務局へお越しいただきますようお願いいたします。</p> <p>2点目は、年1回開催の定期総会の日程でございます。来月の5月26日（水）午後2時から、御菌公民館2階 講堂（この場所）で予定しております。改めて決まり次第通知を差し上げますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは、以上となります。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第184回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____